

理事長あいさつ

今年は通水前の「堀川クリーンアップ活動」を6月1日に開催し、たくさんの地域住民の参加により堀川をきれいにさせていただきました。深く感謝申し上げます。

今年も例年通り6月17日に通水式を執り行い、5年に1度の新調更新をしました三連水車が、地元幼稚園児のがんばれコールに応え例年以上に力強く稼働しました。来年は二連水車群を更新します。

今年は、田植え時期に用水が豊富であったため、全地区順調に田植えが完了したことを嬉しく思っております。

6月8日に梅雨入りしましたが災害級の大雨もなく、平年より22日も早く6月27日には梅雨明けが発表され、真夏日、猛暑日が続いていますので、体調管理に気をつけて過ごされてください。

近年、夏場の渇水に悩まされていますが、秋の水稲の収穫が無事に迎えられるよう願っております。

最後になりますが、今年の五穀豊穡と組合員皆様方の益々のご活躍とご多幸を心よりご祈念申し上げます。今後とも、改良区事業運営に総代・役職員一丸となって取組んでまいりますので、組合員皆様のより一層のご協力をよろしくお願い申し上げます。

理事長 森部 茂美



令和6年度 通常総代会開催

令和7年3月28日(金)通常総代会を朝倉地域生涯学習センターで開催しました。総代総数49名中46総代(うち書面議決書14総代)が出席し、「令和7年度一般会計収支予算(案)について」の議案を含む全7議案が承認・議決されました。

広報誌では、令和7年度一般会計収支予算書の概要を報告します。

令和7年度一般会計収支予算書				(単位:円)
[収入の部]		[支出の部]		
土地改良事業収入	17,301,000	土地改良事業費支出	18,522,000	
附帯事業収入	220,000	附帯事業費支出	320,000	
特定資産運用収入	43,000	一般管理費支出	15,095,000	
補助金等収入	5,360,000	借入金返済支出	0	
交付金収入	9,000,000	支払利息	0	
寄付金収入	1,000	固定資産取得支出	0	
雑収入	32,000	特定資産積立支出	659,000	
借入金収入	0	雑支出	1,000	
特定資産取崩収入	900,000	繰越金	540,000	
繰越金	3,000,000	予備費	720,000	
収入合計	35,857,000	支出合計	35,857,000	

第18回「地域とともに 堀川クリーンアップ活動」参加者938名

5月16日(金)30地区の区会長参加による「堀川連絡協議会」を開催。クリーンアップ活動の内容を説明し、協力をお願いしました。

6月1日(第1日曜日)第18回「堀川クリーンアップ活動」を開催。区会長を中心に積極的な地域での取組みがなされ、一般808名、子供130名、合計938名の参加を頂きました。参加して頂いた皆様の熱心な活動の結果、堀川用水路は見違えるように綺麗になりました。心より厚くお礼申し上げます。

今後も先人たちが残してくれた地域の宝・財産である堀川用水路を地域住民の皆様と共に守り続けたいと思っています。来年度も6月の第1日曜日に第19回「堀川クリーンアップ活動」を開催しますので、ご協力よろしくお願い致します。



令和7年度 三連水車感謝祭について

令和7年度は三連水車のみならず朝倉地域の多くの地域資源を知ってもらい、ご堪能頂く事業とするために事業形態を変更し、三連水車感謝祭として10月4日(土)に開催を致します。(事務局:朝倉市商工会)

山田堰受益面積の変更届について

災害復旧に係る桂川・妙見川の河川拡幅工事および両筑橋架け替え工事等に伴い、山田堰土地改良区の受益面積が変更になる組合員の方は、「地区除外申請書」の提出が必要となります。該当される組合員の方でまだ手続きをされていない方は**印鑑と面積変更のわかる書類(県土整備からの送付書類)**を持参の上、山田堰土地改良区事務所までお越しいただきますようお願い致します。

なお、地区除外決済金につきましては令和6年度通常総代会において10a当たり81,000円(賦課金の30年分)徴収する事が議決されましたので報告を致します。

賦課金納付にご理解を

改良区は組合員皆さんからの賦課金で運営されています。土地改良区の賦課金は公租公課にあたり、国税徴収法の例により強制徴収権を伴い徴収されるもので、組合員には納入義務があります。前期については**7月14日**例年通り10a当たり**1,350円(平成9年より同額)**をJ A口座より決済させていただきました。

決済されていない方は、早急にお支払い下さいますようお願い致します。

農地移動の届出は忘れずに・・・次の場合は届出を!

農地の売買や貸借は届出を!

農業委員会・法務局とは別に土地改良区へ届出が必要です。

*** 売買 * 贈与 * 貸借**

農地の転用は届出を!

農地転用の場合には土地改良区へ届出が必要です。

県道や河川拡幅等の公共工事による面積変更も届出が必要です。

組合員の変更は届出を!

- * 組合員の死亡、名義変更する場合
- * 農業者年金等により経営移譲する場合
- * 住所変更の場合

* ご不明な点は下記へご連絡ください *



水土里ネット山田堰

水土里ネット山田堰(山田堰土地改良区)

〒838-1306 朝倉市山田161 電話・FAX : 0946-52-0531